

知立市生成 AI サービス導入委託業務 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、「知立市生成 AI サービス導入委託業務」の契約候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

1. 業務の主旨

知立市（以下「本市」という。）は、生成 AI を市役所の新たな「知的インフラ」として位置づけ、全職員の「標準装備」とすることを目指している。本業務は、単なるツールの導入にとどまらず、事務作業の徹底的な効率化と、それによって創出された時間を対人サービスへと還元する組織文化の醸成を目的とする。

今回の導入は、全庁的な利活用を見据えた「スモールスタート」として、まずは同時接続数職員 150 名規模での運用を開始するものである。本プロポーザルでは、システムの機能性のみならず、管理職層を含む職員への定着化支援能力も求める。

2. 業務の概要

項目	内容
(1) 業務名	知立市生成 AI サービス導入委託業務
(2) 業務内容	別紙「知立市生成 AI サービス導入委託業務仕様書」のとおり
(3) 履行期間	契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水曜日）まで （ただし、遅くとも令和 8 年 10 月末時点で、同時接続数職員 150 名規模の利用環境が全庁的に稼働している状態にあること。なお、準備が整い次第、前倒しでの開始を妨げない。）
(4) 契約上限金額	3,520,000 円（消費税及び地方消費税を含む。） ※上記金額は単に業務規模を示すものであり、上限額を超える提案は内容に関わらず無効とする。
(5) 支払方法	本業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払う。
(6) 契約保証金	免除

3. 参加資格に関する事項

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当する者でないこと。（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。）
- (2) 業務の種類に応じ、知立市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 参加意向申出書の提出期限の日から受託候補者の特定の日までの間において知立市

入札参加資格停止要領による入札参加資格停止を受けていないこと。

- (4) 知立市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成23年11月1日施行）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 自治体への生成 AI 導入実績、又は同等のシステム提供実績（民間企業等を含む。）を有すること。
- (8) 本業務を遂行するために必要な組織体制と専門知識を有すること。
- (9) 適切な情報セキュリティ管理体制及び個人情報保護体制を有すること。

4. 実施スケジュール

日程	内容	受付又は通知方法
5月22日(金)	実施要領・仕様書等の公表、募集開始	本市ホームページ
6月1日(月)午後5時	質問書の受付締切り	専用フォーム
6月5日(金)正午	質問に対する回答の公表期限（随時）	本市ホームページ
6月5日(金)午後5時	参加意向申出書の提出締切り	専用フォーム
6月9日(火)	提案資格確認結果通知書の通知	郵送・電子メール
6月15日(月)午後5時	企画提案書類の提出締切り	専用フォーム
6月23日(火)	プレゼンテーション	市役所
6月24日(水)	プレゼンテーション（予備日）	市役所
6月30日(火)	選定結果の通知・公表	郵送・電子メール
7月下旬まで	契約締結・導入準備開始	
10月末まで	同時接続数職員 150 名規模でのサービス運用開始（※本市全職員のアカウント登録が可能なこと） （※全庁的な利活用基盤としての稼働。前倒し可）	

5. 参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記の方法により参加意向を申し出ること。

(1) 受付期間

令和8年5月22日（金）から令和8年6月5日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

専用フォームにアクセスし、下記「(3) 入力内容・提出書類」で示す内容を入力し、必要な資料を提出する。

専用フォーム URL <https://logoform.jp/form/H73k/1562828>

(3) 入力内容・提出書類

ア 入力内容

- ・事業者の所在地、名称、代表者役職及び代表者氏名
- ・担当者氏名、所属、役職、電話番号及びメールアドレス

イ 提出書類（様式は本市ホームページから取得すること。）

- ・プロポーザル参加意向申出書（様式第1）
- ・会社概要書（参考様式第1）
- ・業務実績調書（参考様式第2）

(4) 参加資格要件の確認・通知

参加申込者が参加資格要件を満たす者であるかを確認した後は、参加資格の有無及び必要事項を提案資格確認結果通知書により、令和8年6月9日（火）までに参加申込者全員へ郵送及び電子メールで通知するものとする。なお、審査結果に係る問合せ及び異議申立ては、一切受け付けない。

6. 質問の受付及び回答

本実施要領や仕様書等に関する質問については、下記の方法により提出すること。なお、下記以外の方法による質問には回答しない。

(1) 受付期間

令和8年5月22日（金）から令和8年6月1日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

専用フォームにアクセスし、必要事項及び質問内容を入力する。

専用フォーム URL <https://logoform.jp/form/H73k/1562834>

(3) 回答方法

受付期限までに質問があった場合は、質問者の名称等を伏せた上で、令和8年6月5日（金）正午までに随時回答を本市ホームページへ掲載する。

7. 企画提案書等の提出

上記「5. (4) 参加資格要件の確認・通知」に記載のとおり参加の資格があると認められた者は、次に記載する書類を提出すること。

(1) 受付期間

令和8年6月10日（水）から令和8年6月15日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

専用フォームにアクセスし、必要事項及び質問内容を入力する。

専用フォーム URL <https://logoform.jp/form/H73k/1562841>

(3) 提出書類（PDFでの提出を行うこと。）

1.企画提案書（任意様式）

別紙「知立市生成AIサービス導入委託業務仕様書」の内容に従い、具体的かつ戦略的な提案を記載すること。

2.システム機能要件回答表（別紙1）

3.セキュリティチェックリスト（別紙2）

4.見積書（任意様式）

契約締結日から令和9年3月31日までにかかる費用を記載すること。

内訳明細を含むこと、費用は消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を記載すること。

5.参考見積書（任意様式）

令和9年4月1日から令和10年3月31日までにかかる費用を記載すること。

内訳明細を含むこと、費用は消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を記載すること。内訳明細にはRAGを追加する場合の費用を記載すること。

6.工程表（任意様式）

契約締結日から令和9年3月末までの業務スケジュールを記載すること。

7.検証用環境（試用アカウント）の提供（提出は任意とする。）

審査における操作性確認のため、検証用環境（5アカウント程度）の提供を求める。提供可能な場合は、ログインURL及びアカウント情報を記載した書面を提出すること。

※留意事項等

- ・提出書類の書式やページ数は特に定めないものとする。ただし、文字の大きさ等、見やすさに配慮すること。
- ・提出書類を一つのファイルにまとめる場合には上記1.から6.の順に作成すること。
- ・略語や専門用語は、必要に応じ脚注を付すこと。

8. 参加申込みの失格・提案の無効

以下のいずれかに該当する場合は、参加申込みの失格若しくは企画提案を無効とする。

(1) 参加資格要件を満たさなくなった場合

(2) 提出書類に関して、次のいずれかに該当する場合

- ア 提出方法、提出先及び期限に適合しない場合
- イ 「7.企画提案書等の提出(3)提出書類」の「※留意事項等」に示す条件に著しく適合しない場合
- ウ 虚偽の記載がある場合

- (3) 提案者が同一事項のプレゼンテーションに対して2つ以上の提案をした場合
- (4) 提案者が他人の提案の代理をした場合
- (5) 提案に対して談合等の不正行為がある場合
- (6) 見積書の金額、住所、氏名若しくは重要な文字の誤脱、識別し難い見積り又は金額を訂正した見積りをした場合
- (7) 「2. 業務の概要(4)契約上限金額」に示す上限額を超える提案をした場合
- (8) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (9) その他提案者に求められる義務を履行しなかった場合

9. 審査及び受託候補者の選定

受託候補者として選定された提案者の提出書類は公開の対象とし、選定されなかった提案者の提出書類は非公開とする。

ただし、知立市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。

10. プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書等の内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングは、下記のとおり実施する。

- (1) 日 時 令和8年6月23日（火曜日）
令和8年6月24日（水曜日）（予備日）
※各提案者の集合時間等、詳細は別途通知する。
- (2) 場 所 知立市役所
※詳細は別途通知する。
- (3) 出席者 主担当者は必ず出席すること。出席者は4人を上限とする。
- (4) 実施方法
 - ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とする。
 - ・1社あたり40分間（ヒアリングの時間を含む。）を持ち時間とし、下記の時間配分で実施する。
【時間配分】準備（5分）、企画提案内容のプレゼンテーション（20分）、ヒアリング（10分）、片付け（5分）
- (5) 本市で準備できる資材
 - ・大型ディスプレイ（65インチ）若しくはHDMIプロジェクタ

- ・HDMI ケーブル
- ・会場の電源、コードリール

(6) 留意事項

- ・プレゼンテーション及びヒアリングへの回答は、主担当者又は実際に業務に従事する者が主で行うこと。
- ・プレゼンテーションで使用する資料は、提出済みの企画提案書等を基本とする。別途、Power Point 等で作成した資料を用いて説明することを可能とするが、提出済みの企画提案書等の内容に即して作成すること。

11. 審査方法

審査は、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた評価基準表に基づき、本市が設置するプレゼンテーション選定委員会(以下「選定委員会」という。)の委員が評価する。

(1) 選定委員会の構成(4名)

企画部長、企画情報課長、DX推進係長、DX推進係職員1名

(2) 留意事項

- ・各項目の配点の合計を1委員につき100点満点として採点し、各委員の採点数の合計(委員4名/400点満点)が最も高い評価点数を得た提案者を受託候補者として選定する。
- ・委員の合計点数の合計が60%以上(240点以上)であることを最低基準とする。
- ・最も高い評価点数を得た者が複数となった場合、選定委員会で協議の上、受託候補者を選定する。

12. 審査結果及び結果の公表

(1) 審査結果

審査後、令和8年6月30日(火)までに、企画提案書の提出者全員へプロポーザル結果通知書により、郵送及び電子メールにて通知するものとする。

(2) 結果の公表事項及び方法

(1)の通知後、本市ホームページにて審査結果(提案者名(受託候補者のみ)及び点数)を公表する。なお、審査結果の詳細は公表しない。

13. 契約の締結

- (1) 選定委員会が選定した受託候補者と協議し、受託契約に係る仕様を確定させた上で地方自治法施行令第167条の2第1項に基づく随意契約で締結する。
- (2) 契約金額は、協議結果に基づく仕様書を作成し、これに基づいた見積書を徴収し決定する。ただし、金額は、「2. 業務の概要(4)契約上限金額」で示す上限額を超えるこ

とはない。

- (3) 受託候補者との協議が不調に終わった場合は、審査結果における次点の者と再度協議を行い決定するものとする。

14. その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出、プレゼンテーション等、本プロポーザルの参加に伴う一切の経費はすべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等の書類は返却しない。
- (3) 選考結果に係る異議の申立ては受け付けない。
- (4) 理由を問わず、質問、参加意向申出書、企画提案書等の提出期限の延長は行わない。
- (5) 参加資格要件を満たした事業者が1社の場合であってもプレゼンテーション及び選定委員会は行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、当該事業者を受託候補者として決定する。
- (6) 参加意向申出書の提出後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (7) 期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。
- (8) 誤字・脱字を除き、提出期限以降における書類の追加、変更、差し替え及び再提出は認めない。
- (9) 提出書類に含まれる著作権、特許権等のほか、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は事業者が負うこととする。
- (10) 提出書類は本プロポーザル以外の目的には使用しない。

15. 問合せ先

知立市 企画部 企画情報課 DX推進係

所在地：〒472-8666 知立市広見三丁目1番地

電話番号：0566-95-0145（ダイヤルイン）

E-mail：j-unit@city.chiryu.lg.jp